

監査委員公表第641号

平成29年2月24日付け監査第602号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年6月18日

大分県監査委員 首 藤 博 文
 大分県監査委員 長 野 恭 子
 大分県監査委員 三 浦 正 臣
 大分県監査委員 小 嶋 秀 行

1 平成28年度行政監査の結果（平成29年2月24日付け監査第602号）に基づく措置

(1) 概要 「措置済」1件

(2) 措置の状況

県有施設の安全・安心（施設管理の在り方）に係る措置の状況（平成31年3月31日現在）			
項 目	監査の結果（要旨）	監査対象機関 「監査対象施設」	措置の概要
5 指定管理施設における管理責任の明確化			
(3) 管理物件の修繕に係る責任分担に係る問題点	（現状） ガイドラインでは、管理物件の修繕について指定管理者が負担する場合は、1件当たりの上限額と各年度の負担総額の上限額を協定書に明示することとされているが、各年度の負担総額の上限額について、明示されていなかった。	観光・地域振興課【観光政策課】 「別府コンベンションセンター」	平成31年度からの次期指定管理更新時に、上限額を明示することとした。 【措置済】

(注) 1 「監査対象機関」欄の【 】内は、平成31年4月26日の組織改編後の監査対象施設管理機関である。

2 前回（平成30年5月18日）の公表において「措置済」としたものは、今回の公表対象に含めていない。